平成２４年（フ）第１２３５号
千葉県船橋市海神５丁目17番15号カーサアサミ202号
債務者　佐藤　昌克
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８７号
千葉県市川市大野町２丁目1895番地１　シェルブール310号
債務者　寺内　順之
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３０２号
千葉県八千代市八千代台東３丁目５番９号
債務者　永井　三郎
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３０３号
千葉県八千代市八千代台東３丁目５番９号
債務者　永井　秀美
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１６号
千葉県君津市外箕輪４丁目23番17号
債務者　岩崎　　智
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２９号
千葉県館山市八幡641番地の８　浅沼荘202号
債務者　成田　順子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第４１９号
金沢市弥生１丁目７番10号、従前の住所金沢市米泉町２丁目31番地２
債務者　森　　泉
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２２９号
長野県飯山市大字飯山991番地１　コーポ原202
債務者　佐藤　花子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
長野県千曲市大字上山田3813番地589
債務者　上田　悦子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１４９号
長野県千曲市大字上山田2787番地
債務者　柴田奈美子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１５３号
長野県上田市上丸子1801番地　県住Ｋ２―603号
債務者　内堀　政一
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１０５号
長野県諏訪郡原村18573番地
債務者　清水　弘夫
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第８０号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲36番地１
債務者　川尻　勝彦
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第８１号
長野県飯田市松尾上溝3180番地１
債務者　西澤ひろ子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第１０４号
岐阜市河渡２丁目268番地　島川ハイツ105号室
債務者　元村　里恵
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２２６０号
名古屋市昭和区恵方町２丁目10番地の２　県営恵方住宅104号
債務者　中島　賢治
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９６号
三重県伊賀市土橋68番地の１
債務者　谷端　伸也
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
津地方裁判所伊賀支部